

## 茨木市建設工事等請負契約事務取扱要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、茨木市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

### (契約の範囲)

第2 建設工事等の契約の範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 建設工事に係る請負契約
- (2) 建設工事に係る測量・設計等の業務委託契約

### (計画書の提出等)

第3 課等の長は、毎年度別に定める期日までに、建設工事等の1年間の工事等実施計画書を作成し、契約担当課長に提出しなければならない。年度途中に変更が生じた場合も、同様とする。

2 契約担当課長は、前項の計画書の提出があったときは、適正な契約執行予定を計画しなければならない。

### (契約締結の依頼)

第4 課等の長は、第2に定める契約締結（以下「契約締結」という。）を依頼するときは、執行伺の決裁を受けた後に、設計図書等を契約担当課長に提出しなければならない。

### (契約の内部手続)

第5 契約担当課長は、第4の規定により契約締結の依頼があったときは、必要事項を審査し、契約の手続を行わなければならない。

2 契約締結する場合は、特別の場合を除き、制限付一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の方法によるものとし、別に作成する工事請負契約書、業務委託契約書及び請書により行うものとする。

### (業者)

第6 契約締結ができる業者（以下「請負業者」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）等の許可を受け、かつ、本市の行う入札参加資格審査により等級別に格付された業者であることとする。ただし、茨木市建設工事等請負業者選考要領（昭和58年4月1日実施）第2ただし書に定める業者については、契約を締結することができる。

2 指名競争入札及び随意契約の方法による場合の請負業者の選考（指名）は、1業者1業種（土木、建築、電気、管、造園、塗装、舗装等）とする。ただし、市長が特にやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

3 制限付一般競争入札に参加できる請負業者の決定は、第1項に定めるもののほか、茨木市制限付一般競争入札実施要綱（平成6年4月1日実施）及び茨木市事後審査型制限付一般競争入札実施要綱（平成20年4月1日実施）によるものとする。

4 請負業者の指名停止は、茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月

1日実施)によるものとする。

(入札等)

第7 請負契約に係る入札事務等については、茨木市建設工事等入札事務処理要領(昭和52年5月1日実施)によるものとする。

(予定価格及び最低制限価格)

第8 請負契約に係る予定価格(最低制限価格を設けた場合は、当該価格を含む。)の作成者は、茨木市事務決裁規程(平成13年茨木市訓令第2号)に基づく工事及び委託の事業施行決定区分によるものとする。

(最低制限価格)

第9 最低制限価格は、設計金額が130万円を超える建設工事及び同金額が50万円を超える建設工事に係る業務委託に係る請負契約に設けるものとし、工事等の内容等を勘案して定めるものとする。

(契約完了通知等)

第10 契約担当課長は、契約締結が完了したときは契約完了通知書を課等の長に通知するとともに契約台帳を作成し、保管しなければならない。

2 契約担当課長は、建設工事等完了後設計図書その他関係書類を整理し課等の長に送付しなければならない。

(契約の変更)

第11 契約を変更しようする場合においては、第4、第5、第7及び第10の規定を準用する。

(契約保証金還付の時期)

第12 茨木市財務規則(平成3年茨木市規則第15号)第134条の規定による契約保証金の還付の時期は、原則として第14に定める建設工事等成績の報告を受けた日の翌日から起算して60日以内とする。

(下請の申請)

第13 工事担当課長は、請負業者から下請契約を行う旨の申し出があった場合は、速やかにその適否について審査しなければならない。

(建設工事等成績の報告)

第14 工事担当課長は、建設工事等が完了したときは、茨木市建設工事等検査要綱(平成17年7月1日実施)に基づき、検査報告書及び建設工事等成績表の作成後、当該建設工事等成績表を契約担当課長に報告しなければならない。

2 契約担当課長は、前項の報告があったときは、当該報告を契約台帳に記録しなければならない。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

2 茨木市建設工事請負事務取扱要綱(昭和55年7月4日実施)は、廃止する。

附 則  
この要綱は、昭和62年4月20日から実施する。

附 則  
この要綱は、昭和62年6月1日から実施する。

附 則  
この要綱は、昭和63年6月20日から実施する。

附 則  
この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則  
この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則  
この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則  
この要綱は、平成11年10月1日から実施する。

附 則  
この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則  
この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則  
この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則  
(実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月15日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第9の規定は、この要綱の実施の日以後の入札に係る最低制限価格について適用し、同日前の入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。